

船橋市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づく、船橋市職員措置請求について監査を実施したので、同条第4項の規定により、その結果に関する通知を公表する。

平成28年4月20日

船橋市監査委員	中 村 章
同	齋 藤 弘 之
同	鈴 木 いくお
同	神 田 廣 栄

第1 請求人

住所・氏名 省略

第2 請求の受理

監査の実施にあたり本件措置請求書は、法第242条第1項の要件を具備しているものと認め、平成28年2月24日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求の要旨（措置請求書の原文のとおり）

船橋市長は、契約締結日は不明であるが、日本放送協会（以下「NHK」と言う。）と放送受信契約（以下「本件契約」と言う。）を締結し、本件契約に基づき平成27年6月10日に42単位（契約）分の放送受信料334,248円（@25,320×1契約+@12,660×2契約+@7,272×39契約）を平成27年度分（平成27年4月分～平成28年3月分）としてまとめて支払っている。

この支払いの中には、市役所10階にある中会議室（以下「中会議室」と言う。）に設置している4台のテレビに対する放送受信料29,088円

(@ 7, 272×4 契約)が含まれている。

放送法 64 条 3 項によって総務大臣が許可した、日本放送協会放送受信規約（以下「規約」と言う。）第 2 条 4 項では、「受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。」と定められており、中会議室の場合、パーティションで仕切った場合 2 部屋となるが、4 部屋となる事はない。

つまり中会議室のテレビ設置台数は 4 台ではあるが、2 単位（契約）が適法な契約であり、当然支払うべき放送受信料も 2 単位（契約）分が適法な支払いである。

したがって、船橋市長が、中会議室の放送受信契約を 4 単位（契約）として契約していることが違法契約であるので、違法契約に基づき支払った放送受信料は、違法支払いである。

よって、船橋市長は速やかに違法に支払った放送受信料 14,544 円（2 単位（契約））分を NHK に対し返金請求する措置を講じるよう請求する。

2 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面から、監査の対象事項は「中会議室の放送受信契約を 4 単位（契約）として契約していることが違法契約であるので、違法契約に基づき支払った放送受信料は違法支払いであるか否か。」とした。

3 監査の方法

監査は、次のとおり実施した。

（1）請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、平成 28 年 3 月 10 日に新たな証拠が提出され、平成 28 年 4 月 7 日に陳述の聴取を行った。なお、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、関係職員の立会いを許可した。

（２）関係職員の陳述

平成２８年４月７日、市長から委任された企画財政部長、同部財産管理課長及び同課長補佐から陳述の聴取を行った。なお、法第２４２条第７項の規定に基づき、請求人の立会いを許可した。

（３）現場確認等

本件監査の対象に関連した書類を調査するとともに、平成２８年４月７日に監査委員全員で現場（中会議室）の確認を行った。

第４ 監査の結果

１ 主文

本件措置請求について、監査委員は、合議により請求に理由がないものとして棄却することに決定した。

以下、その理由について述べる。

２ 理由

（１）事実関係

放送法（昭和２５年法律第１３２号）第６４条第１項の規定では、「（日本放送）協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、（日本放送）協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。

（略）」とあり、放送法第６４条第３項の規定では、「（日本放送）協会は、第１項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。（略）」とある。

市は、中会議室の４台の受信機を含む４２件の放送受信契約を平成２７年４月１日付けで日本放送協会と締結したが、その後、中会議室の４台の受信機の放送受信契約件数が４件であることが適正であるかどうかについて確認する必要があると考えた。

そのため、中会議室の４台の受信機の適正な放送受信契約の契約数をNHK 千葉放送局船橋営業センターに確認したところ、現地確認したうえで、中会議室のような広大なスペースでは、一定の区域ごとに放送受信契

約を締結する必要がある、その一定の区域とは、1の受信機で放送内容を明確に聴視できる範囲をいい、この範囲ごとに放送受信契約を締結する必要があるとの口頭による回答があった。

また、その後、市として正確を期すためにNHKに文書による回答を求めたところ、平成28年2月2日付けでNHK千葉放送局船橋営業センターから文書による回答があり、中会議室に関する質問の回答の内容は「事業所における契約の単位は、放送受信規約第2条第2項にて、「事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。」と規定されています。また、同条第4項にて「第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。」と規定されています。この第4項の部屋に準ずるものの単位とは、放送受信規約取扱細則第5条第4号にて「1の受信機で放送内容を明確に聴視できる範囲内」と規定しています。その適用にあたっては、書面により受信機設置の状況を確認するとともに、必要に応じて現地確認をするなどして、放送受信契約の件数を確定しています。船橋市役所様の議会中会議室の放送受信契約については、現地確認させていただいたうえで4契約が適正であると考えます。」ということであった。

なお、日本放送協会放送受信規約は総務大臣の認可を受けたものだが、同規約第2条第2項では「事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規程にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。」と規定されており、同条第4項では「第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。」と規定されている。

また、放送受信規約取扱細則は、日本放送協会放送受信規約に基づき、放送受信契約取扱上必要な事項を定めたものだが、同細則第5条第4号では「(日本放送協会放送受信規約第2条)第4項の部屋に準ずるものとは、1の受信機で放送内容を明確に聴視できる範囲内をいう。」と規定されている。

(2) 判断

請求人は、日本放送協会放送受信規約第2条第4項では「受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。」と定められており、中会議室の場合、パーティションで仕切った場合2部屋となるが、4部屋となることはない。

従って、中会議室のテレビ設置台数は4台であるが、2単位（契約）が適法な契約であり、船橋市長が、中会議室の放送受信契約を4単位（契約）として契約していることが違法契約であり、違法契約に基づき支払った放送受信料は、違法支払であり、船橋市長は速やかに違法に支払った放送受信料14,544円をNHKに対し返金請求する措置を講じるよう請求している。

また、日本放送協会放送受信規約では「受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。」としており、放送受信規約取扱細則において、部屋に準ずるものとして「1の受信機で内容を明確に聴視できる範囲内をいう。」としている。

日本放送協会放送受信規約にも放送受信規約取扱細則にも、受信機の設置場所の単位について、具体的な面積等の記載はなく、内容を明確に聴視できる範囲といった多分に主観的な記述がされており、NHKの担当者の判断による要素が大きいと考えられ、曖昧な面があると感じられる。

しかしながら、NHKが現地確認をしたうえで4契約が適正であるとの回答を得て、それに沿った放送受信契約に基づく支払いを行ったことが違法であるとは認められず、また、現に中会議室を確認した中で、部屋の四隅からは最も近いテレビ以外のテレビを明確に聴視することができないというNHKの判断を否定するだけの根拠は見当たらない。

従って、請求人の主張に考慮すべき点があることは認めるものの、総合的に判断して主張を認めることはできない。

(3) 結論

以上のことから、本件措置請求は理由がないものとして、主文のとおり棄却する。